

2011年8月25日

福島県知事
佐藤 雄平様

日本共産党福島県委員会
東日本大震災・原発事故対策本部
本部長 久保田 仁
日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副団長 宮川えみ子
幹事長 藤川 淑子

東日本大震災・原発事故に関する申し入れ（第22次）

東京電力福島原発事故によって、大量かつ広範囲に放射性物質＝「死の灰」が放出され、県民の放射能への不安が広がっています。とりわけ、放射能への感受性が高い子どもの健康を守ることは、福島県の将来がかかった大問題です。

放射能汚染の実態を正確に把握し、その実態とリスクを県民に明らかにし、その被害から県民の命と健康を守るため可能なあらゆる対策をとることが求められています。

放射線被ばくの健康への影響は、「これ以下なら安全」という「しきい値」はなく、「少なければ少ないほど良い」というのが放射線防護の大原則です。

現在の科学・技術では、原発から外部に放出された放射能を消去することも、減らすこともできません。しかし、汚染された土壌を取り除くなど放射性物質をできる限り生活環境から切り離すなどの措置をとることで、人間があびる放射線量を下げることが可能です。

放射能の実態を正確かつ系統的に調査し、最大限の除染を行い、被災者の健康調査と管理を行うことが求められています。国会審議中の原発事故に伴う放射性物質汚染対処法案は、低レベル汚染地域の除染を市町村や住民に丸投げする無責任な内容で、県民の願いに背くものです。

福島第一原発から放出された放射性物質は、「ウラン換算で広島型原発20個分」（児玉龍彦東京大学アイソトープ総合センター長 衆院厚生労働委員会参考人質疑）という見解も出されています。今回の事故の重大さとその被害の深刻な実態をふまえるなら、この取り組みは、迅速性が求められ、子どもと県民の命と健康を守る一大事業として、長期間継続されることが求められています。

また、8月末には大部分の避難所が閉鎖されるとも報道されていますが、避難者の生活への不安は東電の賠償金の仮払いの遅れなども相まって、ますます深刻になっており、生活、雇用、経営など多面的で被災者の苦難に寄り添った親身な支援こそが求

められています。

県として、こうした状況を踏まえ、以下の点について対策を講じられるよう申し入れます。

記

1、放射能汚染対策の強化について

- ①放射線量測定を細かいメッシュで全県的に実施し、線量マップを作成して県民が自分の住んでいるところの線量を正確に把握できるようにし、除染などの今後の対応のデータベースとなるようにすること。
- ②特定避難勧奨地点の指定について、調査にあたっては面で実施し、戸別ではなく地域でまとまった指定をすること。
- ③放射能の除染について国・県が責任を負う立場でもっと指導性を発揮して、有効な方法の開発にすべての知見の結集を図ること。また、財源保障を行うこと。
- ④放射性廃棄物処理については、具体的に仮置き場確保などに直接責任を負うよう国に強く求めること。原発事故に伴う放射性物質対処法案に反対意見を国に出すこと。
- ⑤県内にある国の農業関係研究機関の協力も得て、農地の除染に本格的にとりくむ体制をつくること。
- ⑥国の責任で海産物の放射能モニタリング調査をきめ細かに実施して公表すること。
- ⑦町内会など住民団体がとりくむ除染活動に対する50万円の助成は、条件を限定せず、実施するところに助成し、1回限りにしないこと。
- ⑧公共施設の除染計画を策定し、早期に実施すること。
- ⑨除染は方法が難しい山林を除けば、長くても2年程度で民有地も含め実施できるよう財政支援を含め、市町村の計画を支援すること。
- ⑩今年度産米の出荷にあたっては、暫定基準値を超える米の流通を完全におさえるよう検査を徹底すること。また、主食である米の暫定基準値が今のままでいいか、知見を集めて検討することを国に強く求めること。
- ⑪簡易水道水の放射能検査を定期的に行えるように、県として手立てをとること。

2、子どもと県民の健康を守る対策について

- ①全県民の健康調査について、メニュー方式から選択できるようにするなど記入しやすい方式の検討をし、改善すること。
- ②内部被曝検査のために、WBC（ホールボディーカウンター）の増設をすすめ、希望者全員が検査を受けることができる体制を構築すること。
- ③食物の線量測定器と測定要員の大幅増員を図ること。費用が安価で測定できる食品分析機を市町村へ大量に配置すること。
- ④県として、県内すべての学校へのエアコン設置を進める立場を明確にし、市町村

や設置者への財政支援策をとること。

3、避難者への支援について

- ①自主避難者への住宅や生活支援をきめ細かに行うこと。
- ②仮設住宅入居者への生活支援を行うこと。また、通路が砂利敷きとなっているが、一部簡易舗装をすること。住宅内の除染を国が責任を持ってすすめるようにすること。
- ③雇用促進住宅入居者でエアコンが設置されていない世帯には早期設置を要請すること。
- ④二次避難所で3ヶ月、6ヶ月で退去を心配している避難者がいる。当面は最低2年は入居できることの周知を図ること。また、県外自主避難者についても、家賃等の費用をさかのぼって支給すること。
- ⑤一次、二次避難所の閉鎖にあたっては、入居者の要望をていねいに吸い上げ、十分な対策をとった上で、時期も含めて検討すること。また、いわき市では避難用住宅不足が深刻になっており、早急に増設すること。

4、全面賠償の実現と市町村支援について

- ①賠償について、請求額の全面賠償をするよう東電、国に強く求めること。
- ②精神的損害に対する賠償は、全県民が対象となるものであり、市町村にそのとりまとめを行うよう助言、援助をすること。
- ③南相馬市は鹿島区の義援金支給で財政がひっ迫する事態となっている。県として義援金支給の対象に加え、支援すること。

5、地震被害からの復旧と支援について

- ①教育施設の被害復旧に特別の手立てをとり、一刻も早く使えるようにすること。
- ②生活再建の土台となる住宅修繕について、一部損壊住宅への支援と宅地損壊への支援をはかること。公的支援策が講じられるよう国に求めると同時に、社会資本整備総合交付金事業を活用して県が積極的な被災者支援を行うこと。
- ③個人もしくは組合等が管理する井戸などを含め、水道事業の給水区域外における水源の枯渇、施設の損壊などの復旧及び新設に要する経費への財政支援を行うこと。

6、中小企業支援について

- ①震災及び原子力災害により被害を受けている中小企業等が事業再開する経費を補助する「商工労働関連災害復旧・復興事業」の追加募集を行うこと。

以 上